

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号の事業地に深谷市上原字久保、字久保東、字大杉、字大林、字北条、字後、字里見、字東、字中、字西、字前原及び字中里、田中字蕪戒戸、字沢口、字恋戒戸及び字前中里並びに畠山字押堀、字山ノ神、字若宮、字川端、字塚原、字五所、字台、字荒屋敷、字檜木、字五ヶ所、字金井、字如意、字小林、字八幡、字梅井、字西川、字富士ノ腰、字山中、字荒井、字淵ノ上、字株木、字箱崎、字栗坪及び字田島地内において事業地を追加し、田中字祐門寺、字的場及び字新田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

(2)

変更なし
使用の部分
変更なし